

地方独立行政法人北海道立総合研究機構電力供給契約に関する質問書

No.	回答日	質問に係る公表資料の名称及び該当箇所	質問内容	回答欄
1	1/14	契約書(案) ・燃料費調整額	<p>弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。</p> <p>※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。また、政府による割引(激変緩和処置等)が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定(固定化)し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。</p>	<p>契約書(案)第7条により、同条第4項に定める範囲内での燃料費調整額の設定が必要です。</p>
2	1/21	—	<p>次の場合に、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要が生じた場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合 	<p>契約書(案)第3条及び25条に該当する場合は協議可能です。ただし、受注者の約款は参考としますが小売電気事業における標準的取扱方法も考慮する必要があることから、常に受注者の約款を適用できるとは限りません。</p>
3	1/21	契約書(案) ・各月の電力料金算定仕様書 ・仕様書に定めのない条件	<p>各月の電気料金算定において、弊社が落札した場合に基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他条件について、弊社約款に応じていただくことは可能か。</p>	<p>各月の電気料金算定方法は契約書(案)第7条のとおりです。なお、仕様書に定めのないその他の供給条件は落札後に協議してください。ただし、小売電気事業における標準的取扱方法も考慮する必要があることから、常に受注者の約款を適用できるとは限りません。</p>
4	1/21	—	<p>契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとされる場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金(1年未満の使用部分に対し臨時電力(常時契約の1.2倍))を適用し、既に申し受けた料金との差額および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。</p>	<p>契約書(案)第25条により協議は可能です。</p>
5	1/21	—	<p>受電設備容量の増設など、電気工事を起因とした契約電力増加から1年に満たないで需給契約が廃止になった場合には、増加した契約電力に対して、臨時精算金が発生することを認めていただけるか。 ※需給契約廃止については、入札による他社切替も含まれます。</p>	<p>契約書(案)第25条により協議は可能です。</p>
6	1/21	契約書(案) ・支払期日及び遅延利息	<p>弊社は「延滞利息制度」を導入しており、支払期日(支払義務発生日の翌日から起算して30日目)経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合(1日あたり約0.03%)で算定した延滞利息をお支払いして頂く制度に応じて頂けるか。なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額となります。</p>	<p>できません。 契約書(案)第8条第2項及び第3項のとおり。</p>
7	1/21	契約書(案)及び仕様書 ・使用電力量の通知及び料金請求	<p>使用量や電気料金等に関するご請求情報および契約更新等のご案内は、当社のWebサイトにてお知らせとなることを認めて頂けるか。</p>	<p>よろしいです。</p>
8	1/21	契約書(案)及び仕様書 ・使用電力量の通知及び料金請求	<p>使用量や電気料金等は、インターネットによる閲覧およびダウンロードが可能な当社のWebサイトへご登録しご確認いただけるか。</p>	<p>よろしいです。</p>

9	1/21	契約書(案)及び仕様書 ・使用電力量の通知及び 料金請求	使用量を含むご請求情報は、一般送配電事業者から原則として検針日から起算して5営業日までに小売電気事業者(弊社)へ提供される検針結果(確定使用量データ等)にもとづき料金の算定を行なうため、原則として検針日から起算して6営業日までに当社Webサイトでお知らせとなることを認めていただけるか。	よろしいです。
10	1/21	契約書(案) ・料金支払	料金支払いについては、振込票もしくは口座振替にてご対応いただけるか。	よろしいです。
11	1/21	—	分割振込等の希望はあるか。	ありません。
12	1/21	—	請求書や振込用紙などの書面発行(郵送)を継続する予定であるが、請求書や振込用紙の書面を発行するサービスは、将来的に手数料等をご負担いただく取扱いに変更となることを認めていただけるか。	契約書(案)第25条により協議は可能です。
13	1/26	入札書	入札時の算定方法について、最終金額は税込み、端数処理は行わず小数点以下2位まで表示とのことですが、計算過程ではなく最終入札金額も小数点以下2位まで表示するという認識で問題ないでしょうか。	問題ありません。
14	1/26	入札説明書及び仕様書 ・力率	入札金額の算定時に力率は85%で計算するようされていますが、仕様書は100%と記載されています。100%の場合、修正率は85%になりますので、そちらの計算で問題ないでしょうか。また、問題ない場合入札内訳書の基本料金に100%分の割引(15%)が入りますので、それを加味して計算して問題ないでしょうか	力率は85%で計算してください。 入札説明書9(3)及び仕様書2(2)のとおり
15	1/26	入札説明書及び仕様書 ・燃料費調整額	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。含む場合、何年何月分のもを適用するかご教示ください。また適用する場合に国による軽減措置は含みますでしょうか	含みません。 入札説明書9(3)及び仕様書2(2)のとおり
16	1/26	入札説明書及び仕様書 ・再生可能エネルギー発電 促進賦課金	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のもを適用するかご教示いただけますでしょうか。	含みません。 入札説明書9(3)及び仕様書2(2)のとおり
17	1/26	入札書	入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。	よろしいです。
18	1/26	—	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか	必要ありません。
19	1/26	よくある質問と回答 ・付帯契約	本契約において、予備電力や自家発補給電力の契約はない認識お間違いないでしょうか。	間違いありません。
20	1/26	契約書(案) ・契約電力	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。 下記ご確認をお願いいたします。 (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がさせていただきます。 (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がさせていただきますのでご了承ください。) (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がさせていただきますのでご了承ください。)	契約電力は契約書(案)第5条のとおりです。実量制から協議制への変更はありません。実量制契約の場合の設問の取扱いで問題ありません。

21	1/26	—	請求書の表記について、 【線上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。	計量日時は契約書(案)第6条第1項により毎月末日24時です。 2026年4月1日から2026年4月30日使用分(4月30日24時計量)が4月分として請求されるのであれば問題ありません。
22	1/26	契約書(案) ・燃料費調整	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	契約書(案)第7条第4項のとおりです。
23	1/26	契約書(案) ・燃料費調整	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書(案)第25条により協議は可能です。
24	1/26	契約書(案) ・燃料費調整	契約書案に燃料費調整額は「一般送配電事業者が定める算定によって算定された額を超えない範囲とする。」と記載がございますが、一般送配電が定めているのは「最終保障約款」のみとなっており、「最終保障約款」は通常、何らかの理由で小売電気事業者と契約できない需要家が契約をするものになります。 燃料費調整額も最終保障約款のほうが割高になることから弊社としてはみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の標準供給条件(電気標準約款)の燃調費調整制度に準じたいのですが問題ございませんでしょうか。 上記対応が不可能な場合は入札への参加が出来かねる場合がございます。	契約書(案)第7条第4項に定める範囲内であれば問題ありません。
25	1/26	契約書(案) ・請求期日	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただきます。ご了承くださいませでしょうか。	できません。契約書(案)第8条第1項により請求書は毎月15日までに必着です。なお、当該期日までに請求書をWebからダウンロードできる状態になるのであれば問題ありません。
26	1/26	契約書(案) ・支払期日	支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承くださいませでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】線上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替	契約書(案)第8条第2項により支払期日は請求書受理日から30日以内です。
27	1/26	仕様書 ・請求書の発行方法	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	問題ありません。 仕様書第6(2)オのとおり
28	1/26	—	(質問13・14・15に関連して) お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	口座引落及び銀行振込のいずれの方法も対応可能ですが、口座引落の場合は毎月の請求日と引落日を考慮する必要があるため、落札決定後の判断となります。 なお、Webへの請求書掲載が検針日から8~10営業日で口座引落が当月27日の設定である場合は、銀行振込となる見込みです。
29	1/26	—	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	必要ありません。

30	1/26	—	<p>弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書にない事項については契約書(案)第25条により協議可能です。契約書以外に覚書等を締結することはありません。契約にない事項について、受注者の約款は参考とはしますが、小売電気事業における標準的取扱方法も考慮する必要があるため、必ずしも受注者の約款を適用できるとは限りません。</p>
31	1/26	物品競争入札心得 ・契約書の取り交わし期日	<p>契約書の取り交わし(双方押印・原本到着)期日はございますでしょうか。弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができればねる場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。(契約締結日は指定いただけます。)</p>	<p>物品競争入札心得第13条のとおりです。協議はできません。</p>
32	1/26	—	<p>電力切替のお手続きが供給開始の15営業日前までに不備のない状態で手続きを終える必要があります。落札後の手続きとして下記の流れになります。</p> <p>①請求書データより、必要な情報を弊社にて記載した申込書の作成(契約名義・供給地点番号・契約会社・契約会社お客様番号)</p> <p>②弊社記載後各拠点のご担当者様情報(所属部署・名前・メールアドレス)と各需要場所の主任技術者様の情報(所属会社、担当者名、電話番号)等を申込書に記載頂く</p> <p>③現供給電力会社および送配電への連携(供給開始前15営業日以内※不備のない状態)</p> <p>上記対応が必要なため、「供給地点情報が記載されている請求書」を落札決定後当社から情報の提出を依頼した時点から3営業日以内にいただきたいのですが、ご対応可能でしょうか。</p> <p>また電気事業法上、各需要場所の主任技術者様の情報を取得する必要があるため、②をご用意するまでにあらかじめご確認とご用意をお願い致します。</p>	<p>了知しました。</p> <p>なお、各拠点の担当者と電気主任技術者は人事異動や委託先の変更等により申込書作成時点と電力供給開始時点とで異なる可能性があることから、貴社が落札者となられた際は対応について別途ご指示ください。</p>
33	1/26	契約書(案) ・契約単価の変更	<p>基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか</p>	<p>契約書(案)第3条により協議は可能です。</p>
34	1/26	契約書(案) ・燃料費調整制度	<p>弊社の基本料金単価及び電力量料金単価は、燃料費調整の影響も加味して設定しており、月々の燃料価格の変動はお客さまへ転嫁しておりません。(契約期間を通じて単価の変動なし)</p> <p>そのため、弊社が落札した場合は、「燃料費等調整額」を請求しない契約となりますが、問題ありませんでしょうか。(基本料金+電力量料金+再エネ賦課金)</p>	<p>契約書(案)第7条により、同条第4項に定める範囲内での燃料費調整額の設定が必要です。</p>
35	1/26	—	<p>弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。</p>	<p>必要ありません。</p>
36	1/26	—	<p>本件では分割入金の希望はございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。</p> <p>(分割入金:自動販売機の運営にかかる電気料金については自動販売機を設置・運営している業者が支払う場合など)</p>	<p>分割入金の予定はありません。</p>